

はじめに

我が国は、都市部への人口集中と地方の人口減少や高度経済成長期に建てられた既存建築物の老朽化、ライフスタイルの変化に伴う住宅に対する社会的ニーズの変化等により、空家等が増加しています。

本市においても、少子高齢化や都市部への人口流出などにより人口は減少傾向にあり、今後ますます空家等の増加が見込まれています。

空家等の中には、適切な管理が行われていない結果として、地域の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあり、その対策に取り組む必要があります。

このような状況から、平成27年2月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」を受けて、本市においては、平成28年4月に「津山市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例」を施行し、このたび、平成37年度までの今後9年間の指針となる、倒壊の危険性のある特定空家等に対する措置方針及び地域活性化の観点から利活用の可能な空家等の活用方針を示した「津山市空家等対策計画」を策定いたしました。

空家等に関する対策については、多種多様な制度や施策と関連するため、市全体として取り組む必要があります。

倒壊の危険性のある場合には除却を促進する一方、利活用の可能な場合には、移住・定住による活用や中心市街地の活性化など本市の実情に応じた活用をすることで、地域住民の生活環境の保全を図り、魅力あるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

また、空家等対策を進めていくためには、所有者はもとより、住民・町内会・事業者等と行政との連携が必要であると考えておりますので、関係の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びになりましたが、本計画の策定にあたり貴重なご意見やご提案をいただきました津山市空家等対策協議会の委員の皆様へ、心より感謝を申し上げます。

平成29年3月



津山市長 宮地 昭範